

変更の内容

(1) 放送受信料額の改定

消費税率の引上げに伴う、放送受信料額の改定を平成26年4月1日より実施するため、協会の放送受信規約について規定を整備するものです。

(表1)

(括弧内は、旧受信料額)

種別	支払区分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地上 契約	口座・クレジット	1, 260円 (1, 225円)	7, 190円 (6, 980円)	13, 990円 (13, 600円)
	継続振込等	1, 310円 (1, 275円)	7, 475円 (7, 270円)	14, 545円 (14, 160円)
衛星 契約	口座・クレジット	2, 230円 (2, 170円)	12, 730円 (12, 370円)	24, 770円 (24, 090円)
	継続振込等	2, 280円 (2, 220円)	13, 015円 (12, 660円)	25, 320円 (24, 650円)
特別 契約	口座・クレジット	985円 (955円)	5, 620円 (5, 430円)	10, 940円 (10, 580円)
	継続振込等	1, 035円 (1, 005円)	5, 905円 (5, 730円)	11, 490円 (11, 180円)

沖縄県については表2の料額を適用します。

(表2)

(括弧内は、旧受信料額)

種別	支払区分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地上 契約	口座・クレジット	1, 105円 (1, 070円)	6, 300円 (6, 100円)	12, 255円 (11, 880円)
	継続振込等	1, 155円 (1, 120円)	6, 585円 (6, 390円)	12, 810円 (12, 440円)
衛星 契約	口座・クレジット	2, 075円 (2, 015円)	11, 840円 (11, 490円)	23, 030円 (22, 370円)
	継続振込等	2, 125円 (2, 065円)	12, 125円 (11, 780円)	23, 585円 (22, 930円)

(2) 放送受信料口座振替利用届等の提出方法の拡充

放送受信契約者の負担軽減を図るため、放送受信料口座振替利用届および放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書について、書面による提出に代えて、電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法による提出が可能となるよう規定を整備するものです。

(3) 受信料の支払方法の拡充

継続振込等による受信料の支払いについて、クレジットカード会社以外の事業者が提供する決済サービスによる支払いが可能となるよう規定を整備するものです。

(4) 普通契約及び衛星普通契約に対する経過措置の終了

普通契約または衛星普通契約に関する経過措置について、対象期間が平成25年3月31日で終了したため、当該措置に係る規定を削除するものです。